

経営発展支援事業補助金

概要

次世代を担う農業者となることを志向する就農直後の就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

対象者

令和6年4月1日以降に独立・自営就農し、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

対象事業／対象経費

- ①機械・施設等の取得、改良又はリース
- ②家畜の導入
- ③果樹・茶の新植・改植
- ④農地等の造成、改良又は復旧

補助率（上限など）

- ◆補助対象事業費の上限
500万円
（夫婦の場合は1.5倍）
- ◆補助率
補助対象経費のうち
国・・・補助率1／2以内
道・・・補助率1／4以内

その他